

2017年12月18日

意 見 書

原告 高嶋伸欣 (たかしま のぶよし)

今回、杉並区教育委員会に対して本件損害賠償請求事件をなぜ提訴することにしたのか、また訴状にある請求事項にはどのような意味が込めているかについて、下記の通り申し述べます。

1 杉並での生い立ちと「請願権」と出会い

杉並区は私が生まれ育った地域社会です。1949年に区立高井戸第二小学校に入学し、4年次からは新設校の同松庵小学校への校区変更で転校し、同校の第1回卒業生となりました。中学校は区立宮前中学校、高校は都立西高校に進学し、その後に東京教育大学(現・筑波大学)、同大学院修士課程を修了しました。社会科担当の教員を目指す意思を固めたのは大学の学部在学中です。その意思は、修士課程修了直後の1969年に同大学付属高校(文京区大塚)の専任教員として採用されたことで、かなえられました。

同付属高校では、憲法の理念を最大限に重視し、教員の教育の自由の保障や相互支援が慣例化されていました。さらに生徒側から個々の授業内容や形式などへの意見・要望を聞き、各教員がそれらについて対応することを義務付けられた時間枠が年間の行事日程に組み込まれていました。

これは生徒自治会と教員会議とが結んだ協定に基づくもので、教員の間では「勤務評定より怖い」と認識されていました。私も着任1年目からほぼ30年間の毎年、生徒による授業評価に晒されましたが、そのことで力量を高められたと受け止めています。さらにこのことは、生徒にとって最も身近である官公署の一つで、しかも成績評価権などを持つ学校に対する「請願権」行使の場を制度的に設けていたことになると考えられます。これは、生徒が単に知識を詰め込まれる受動的な存在ではなく、生き生きとした主体として位置づけられ、主体性が尊重されていたことを意味し、理想的な教育の一つのあり方であったと、今でも積極的に考えています。

また、私が「請願権」を行使される側において私自身が教員としての資質を豊かにする機会を得たことは、「請願」の受理を義務付けられている官公署の側にとっても、「請願」は自らの力量等を高める効果を内包しているものでもある、と考えられます。こうして、授業の内容の一層の充実が実現されていったと思います。ここに明らかにかに、「請願」制度の本来的な趣旨・機能を見て取る事が出来ると考えます。

さらに思い起こせば、杉並区立宮前中学で社会科の授業を担当されていた三人の教員の方々は揃って若く、戦後の民主主義教育に燃えていました。授業だけでなく社会科研究部を組織し、月に1度のフィールドワークで、地域社会を観察し考える目を育成されました。多摩川の最上流雲取山から羽田の河口まで、多摩川の全流域を3年間で踏破した実地学習の体験は今でも私の中に生きています。

加えて授業や野外見学で機会ある毎に強調されていたことが、忘れられません。「日本は主権在民の社会になった。人権侵害については見過ごしてはならないし、自分の権利が侵害された時は黙ってはいけない。声を挙げなさい。必ず周りの人が協力

してくれるはずだ。そういう社会に替えるのが君たちの役割だ」ということでした。私が社会科の教員を目指したのは、このことがあったからです。

いわば、私は戦後民主主義教育の申し子であり、杉並の民主的な教育の申し子でもあるのだと認識し、杉並で学んだことを誇りに思っています。

2 本件提訴の目的（その1）

ところが、8年前に結婚を機に離れていた杉並に再び戻ってからは、この誇りを傷つけられる事態に次々と直面させられています。特に教育委員会による社会教育や学校教育の施策で、政治や行政の思惑、都合等が優先され、児童・生徒の学ぶ権利がないがしろにされているケースが頻発していることに驚かされました。

しかもそうした事案などについて区民が教育委員会に対し「請願権」を行使しようとしても、「杉並区教育委員会会議規則」の請願に関する規定によって著しく制限されていたのです。同「規則」第6章〈請願〉の第33条「委員長に請願しようとするものは、委員の紹介により文書をもって請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所及び氏名（法人にあってはその所在地、名称及び代表者の氏名）を記載し押印のうえ、教育長を通じて委員会に提出しなければならない」及び同条②項の「前項の紹介委員は、請願書に署名、押印をしなければならない」という規定がそれです。

改めて確認しますが、「請願権」は「日本国憲法」第3章〈国民の権利及び義務〉の第16条に「何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない」と明記された基本的人権の一部です。さらに憲法施行の1947年5月3日と同日に施行された「請願法」では、その「請願権」の行使を勝手に制約する規定等を定めてはならないという意味を込めて、第1条に「請願については、別に法律の定める場合を除いては、この法律の定めるところによる」と規定されています。

ところが、これら「日本国憲法」と「請願法」の明文規定にもかかわらず、私が2014年10月8日に杉並区教育委員会委員長及び教育長宛てに提出した「請願書」が、上記の「会議規則」33条を根拠に、「請願」としては事実上受理されず、「いわゆる陳情」という法的な位置づけもあいまいなものとして処理されたのでした。そのように処理した根拠と経過を同委員会窓口の「事務局庶務課長」は次のように文書で説明しています。

「住所及び氏名の記載があったことから請願法に基づく請願として受理させていただきました」としながら、続けて「請願の処理手続きにつきましては、請願法等に特段の定めがないことから、請願を受理する行政機関において具体的手続きを定めるものと解し、委員の紹介によるものについては、杉並区教育委員会会議規則において、杉並区教育委員会の会議で検討するものとしております。一方、委員の紹介のないものにつきましては、いわゆる陳情として取り扱うこととしています」とし、「高嶋様からの請願につきましては、委員の紹介のない請願であったためにいわゆる陳情として検討いたしました」というものです。

ここでは「請願法」に基づいて受理したという合法性を装った上で、上記「会議規則」33条の規定は受理後の「処理手続」に関するものとして位置付けて、「いわゆる陳情」扱いを正当化しています。しかし33条には「委員長に請願をしようとするものは」と明記しているのですから、「処理」以前の受理の際の必要条件を規定したも

のであるのは明白で、上記の説明は詭弁で不当です。

結果として、私が有する基本的人権の一部である「請願権」は違憲・違法な「会議規則」によって侵害されことは明らかです。上に、私の高校教師時代の思い出を記し、請願の持つ深い意義について述べましたが、本件のような違法不当な制限によって、そのような意義の実現が甚だしく妨げられてしまうことは、改めて言うまでもありません。

この点の責任を明白にすることが本件提訴の目的の一つです。

3 本件訴訟の目的（その2）

加えて、本件にはもう一つの目的があります。それは、現在の日本社会にまん延している「請願権」についての誤った認識を是正する、機運拡大の一助としたいということです。上記の「会議規則」の違憲・違法の部分はその後削除され、現在では一応の是正措置が講じられています。ようやく杉並区教育委員会は誤りに気付いたものと思われま

す。けれども、それだけでは不十分なのです。現在杉並区立中学校で使用されている社会科公民分野の教科書『社会科中学生の公民 よりよい社会を求めて』（帝国書院）では、「請願権」の説明が不十分で、前後の文脈から日本国民に限定された権利であるように読み取れるものとなっています。この教科書は、杉並区教育委員会が採択権を行使し、2016年度から区立中学校3年次の生徒全員が使用を義務付けているもので、当面は2020年度までの使用が見込まれています。

他方で、教育行政については「誤った知識や一方的な観念を子どもに植えつけるような内容の教育を施すことを強制するようなことは、憲法25条（教育を受ける権利、教育の義務）、13条（個人の尊重・幸福追求権・公共の福祉）の規定上からも許されないと解することができる」との、最高裁判所大法廷判決があります（1976年5月21日、旭川学力テスト事件）。同判決は学校教育への国家的介入について論じたものですが、地方自治体の介入についても援用される違憲行為の判断基準を示しているものと解されます。

ところで、検定に合格している現行版中学公民分野の教科書は8点あります。その中の『中学社会公民 ともに生きる』（教育出版）では「請願権」を次のように適正に記述しています。

「私たちは住民として、国や地方公共団体に直接要望を訴えることができます。年齢、国籍を問わず、日本に住むすべての人に認められているこの権利を、請願権といいます」と。

さらに全国で最も多く採択されている『新編新しい社会公民』（東京書籍）では、重い喘息に悩む中学生が静岡市議会で「請願権」に基づく請願をしたことで、同市議会が「歩きタバコ禁止条例」を制定した事例を、複数の図版を用いて詳しく説明しています。

杉並区教育委員会は、教科書採択の際これら8点についての比較調査研究を適正に実施していれば、帝国書院版の「請願権」記述は生徒に「誤った知識」を「植えつける」ものであることに気づけたはずですが、けれども実際には気づいた様子はなく、適正な記述をしている上記2社のものを選ぶこともないまま今日に至り、結果的には杉並区立中学校に最高裁判決で示された憲法違反の教育を強制したままに放置している状況にあります。

そうした状況については、「誤った知識」の教科書を検定合格とした文部科学省や、そうした記述をした著者や編集者、出版社の責任も問われるべきです。けれども、適正な記述の教科書があるにも関わらず帝国書院版の使用を強制して、区立中学校での憲法違反教育を実施させているのは、杉並区教育委員会なのです。

現在も、教育委員会はこの人権侵害状況についてほとんど認識している様子がなく、生徒や同教科書で学習した既卒者たちは、人権侵害をされたままにされています。この状況をこのまま看過し放置することは、教育者さらに杉並の社会の民主主義の一端を担う区民の一人としての責任を、今度は私が問われるものであると、私は認識しています。そこで、本件審理の場において、現実的な解決策を提示することにしました。

それが、「訴状補正」文書で提示した内容です。杉並区広報『杉並だより』（毎月1・15日発行、全世帯配布）紙上に、高嶋の「請願書」の受理において違法行為があったことに言及しつつ、「請願権」についての啓蒙的な解説文書を掲載するというものです。区立中学を卒業後も区内に在住している既卒者への適正な知識伝達がされ、既卒者やその保護者などからの人権救済請求への対応策になり、同時に区立中学在籍中の生徒に教室で教員が適正な説明をする契機ともなります。

4 本件審理の進行について

本件では、簡易裁判所での審理を回避する意味もあって、損害賠償請求額を高めに提示していますが、第一の目的は金銭的補償の獲得ではありません。それよりも、教育行政の中核である教育委員会における「請願書」関連の違憲・違法規定の存在から図らずも明らかとなった、杉並の教育界全体の「請願権」認識の不十分さを是正し、杉並をより適正な主権在民の社会に進化させる取り組みに、心ある住民の皆さん及び教育委員会や広報担当の区役所部局などと共に、着手する方向づけの機会を得ることを、目的にしているものです。

以上の点に鑑み、裁判長には対決的な審理よりも調停・和解協議等の機運の醸成を適宜図って頂けるよう、要望いたします。時期的には現在の区立中学3年生が卒業する来年3月以前に、学校で教員が適正な補足説明ができるように、早めの協議実現が望まれます。

以上です。